

**司法アクセス支援制度の
多様な形態と法曹の役割**
—オーストラリアの制度を手がかりとして—

大阪大学教授 福井 康太

はじめに

本稿は、私が2009年9月から2010年8月末までオーストラリア・ヴィクトリア州のメルボルン大学に滞在させていただいた間に研究したオーストラリアの司法アクセス支援制度の多様な形態について紹介・検討するものである。本来、私は裁判外紛争解決制度の研究をしたいと思ってオーストラリアでの在外研究を希望したのであるが、実際に滞在してみると、オーストラリアには独自の様々な司法アクセス支援制度があり、これを調査研究することがまずもって重要であると確信し、研究の重心をオーストラリアの司法アクセス支援制度の研究に移し替えることにした。研究方法は、2009年の10月頃から2010年の7月まで、ヴィクトリア（VIC）州とニューサウスウェールズ（NSW）州、首都特別地域（ACT）を中心に、リーガルエイド、コミュニティーリーガル・センター（CLC）、プロボノ活動に力を入れている大手法律事務所、大学など二十数カ所を訪問し、聞き取り調査を行った。聞き取り調査に関してはオーストラリア国立大学（ANU）法学部のサイモン・ライス（Simon Rice）教授からアドバイスを受けた。すでに在外研究時から2年あまりが過ぎ、オーストラリアの状況も変化してきてはいるが、その後もオーストラリアを数回訪問し、現在の動向についてはフォローしているつもりである。以下では、オーストラリアの司法アクセス支援制度のあり方について紹介し、その上で、多様な司法アクセス支援制度を実現していく上での留意点を法曹の役割と関連づけて考察し、むすびに代えたい。

I オーストラリアの司法アクセス支援制度の概要

1 国・法曹のあり方と司法アクセス支援制度

オーストラリアは6つの州と2つの準州からなる連邦国家であり、それぞれの州、準州ごとに政府がある。連邦政府と州政府、準州政府との

権限関係はオーストラリア連邦憲法（Commonwealth of Australia Constitution Act）¹によって規律されているが、かなり複雑である。基本的に外交、軍事、課税、州際事項については連邦の所轄で、それ以外の事項については州に留保されている。司法制度も各州・準州の裁判所と連邦裁判所の二本立てとなっており、さらに州・準州毎に準司法機関として様々な審判所（Tribunal）が設けられていて、連邦の司法制度と州・準州の司法制度の関係は複雑で分かりにくいものとなっている。司法制度の複雑さゆえ、法曹の活躍する場面は日常生活上も多い。日本の約20倍の広大な国土²に、都市部を中心として約2280万人³が住んでいるということも、司法アクセス支援のあり方に大きな影響を及ぼしている。実際、都市部と過疎地の間のリーガルサービスの格差は大きく、この是正は司法アクセス支援を実行する上で大きな課題となっている。

法曹制度は英国式にバリスタ（Barrister）とソリシタ（Solicitor）とに分かれているが、圧倒的多数がソリシタである。ソリシタは、大手法律事務所や企業に勤務する者が多い。Australian Bureau of Statistics（ABS）の統計によると、リーガルサービスないしリーガルサポートサービス事務所ないし組織に雇用されている人数は2008年6月末現在で99,696人とされている（うち法律事務所等に雇用されている者は84,921人 [85.2%]、バリスタは5,154人 [5.2%]、リーガルエイド事務所に勤務する者は2,597人 [2.6%]）とされている。オーストラリアのリーガルサービスの市場規模は大きく、2007/08会計年度にリーガルサービスが生み出した総収入額は180億豪ドル（1ドル80円で計算して1兆4400億円）とされ、オーストラリア市場全体で109億豪ドル（1ドル80円で計算して8720億円）の付加価値を生み出しているとされる⁴。リーガルサービス市場の規模が大きい分、それだけ司法アクセス格差是正の必要性も大きいと考えられ、このこともまたオーストラリアで様々な司法アクセス支援制度が発展してきた一つの理由となっていると理解される。

2 オーストラリアの司法アクセス支援のあり方とその活動規模

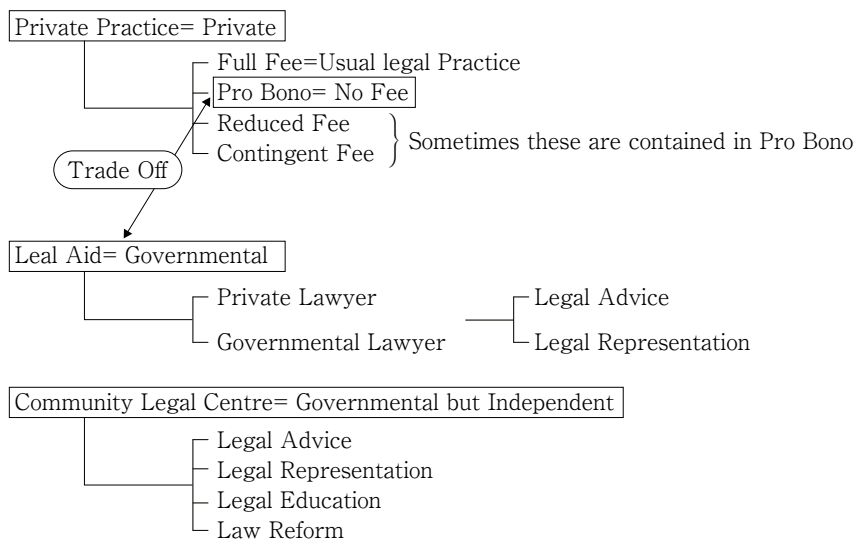
オーストラリアの司法アクセス支援のあり方は多様であるが、その中心となるのはリーガルエイド（Legal Aid）である。ここに言うリーガルエイドとは、政府によって行われる民事・刑事両方を含む法律扶助事業のことである。他方、オーストラリアでは、民間法律事務所・開業弁護士の行うプロボノ活動も盛んである。さらに、地域密着型のコミュニティーリーガル・センター（CLC）の活動も幅広く行われている。ABSの統計によると、2008年6月末現在、オーストラリア全土で、公的司法アクセス支援組織として、8つのリーガルエイド事務所（Legal Aid Commission）、9つのアボリジナル・リーガルサービス事務所（Aboriginal Legal Service）、179のCLCがあり、それらの事務所で5,108人が雇用されている。公的司法アクセス支援セクターの事業収入は7.3億豪ドル（小数点一桁未満は四捨五入。以下同じ。1豪ドル80円で計算して584億円）とされ、この93.3%が政府からの補助金とされる⁵。人口1億2000万人の日本司法支援センターの平成24年度予算の収入総額が459.2億円⁶ということを考えると、オーストラリアでいかに司法アクセス支援が充実しているかが理解される。

他方、民間法律事務所・開業弁護士によるプロボノ活動の規模も大きい。ABSの統計によると、2007/08年度に弁護士が行ったリーガルエイド業務は推計2,142,400時間とされるが、民間法律事務所・開業弁護士もまたプロボノ活動に推計955,400時間を費やしているとされる。これはリーガルエイドが行っている業務の半分弱の時間規模である。ここから民間によるプロボノ活動もまた、リーガルエイド事業に決して劣らない規模であることが見て取れる⁷。私の聞き取り調査でも、複数の大手法律事務所が年間収入の10%程度をプロボノ活動に費やしているとしていた。いずれにしても、オーストラリアでは、公的司法アクセス支援セクターも民間のプロボノ活動も非常に充実していると理解される。

3 司法アクセス支援のあり方に関する概念区分について

日本では、弁護士のプロボノ活動と法律扶助の概念が、ともすると厳密に区別されることなく使用されることがある。例えば、国選弁護を引き受けることが「プロボノ」と言われたりする。しかし、政府の行うリーガルエイド事業と民間法律事務所・開業弁護士が行うプロボノ活動とは、そもそも基本的性格が異なっている。リーガルエイドの業務には、リーガルエイド事務所所属のスタッフ弁護士が業務を担当する場合と、民間の開業弁護士やCLC所属の弁護士が委託を受けて業務を行う場合とがあるが、いずれも政府の資金で行われるものである。これに対して、プロボノ活動とは、民間の法律事務所・弁護士が原則無償でプライベート・プラクティスを行うことである。たとえその報酬額が低かったとしても、政府がお金を出して行うリーガルエイドの業務と民間法律事務所・開業弁護士によるプロボノ活動とは混同されてはならない。政府の事業と民間の活動とを混同すると、ともすれば政府の行うべき公的司法アクセス

【図 1】 Relation between Pro Bono and Other Professional Activities



*This table is given by Prof Simon Rice at ANU

支援事業の穴埋めを民間のプロボノ活動が行うということに繋がる恐れがあるからである。

もっとも、司法アクセス支援の推進という観点からは、プロボノの概念は、民間法律事務所・開業弁護士の無償のリーガルサービス提供というより、実際上もう少し広く定義される必要が出てくる。そうでなければ、法教育や法改革の取り組みについて、民間法律事務所・開業弁護士に参加のインセンティブを与えることができないからである⁸。オーストラリア連邦司法省（Australian Government Attorney-General's Department）による公式の定義でも、完全に無報酬のリーガルサービスの提供だけではなく、民間弁護士が低報酬で提供するリーガルサービスもプロボノ活動に含まれるとされ、さらに、法教育（Community Legal Education）や法改革（Law Reform）、CLC等への弁護士の派遣（Secondment）もプロボノ活動に含まれるとされている⁹。この場合にも、民間法律事務所・開業弁護士が、政府の補助によらず、自らの負担で司法アクセス支援活動をするというのがポイントとなる。

リーガルエイドと民間法律事務所・開業弁護士のプロボノ活動以外でオーストラリアの司法アクセスを支えているのは、CLCである。CLCは地域に密着したリーガルサービスを提供することを目的とする非営利組織である。CLCは独立の法人格をもち、独自に寄付金を集めて事業を行うことができる。もっとも、実際上その運営資金のほとんどについて政府の補助金を受け、またリーガルエイド事務所からの委託業務を率先して引き受けている。したがって、CLCは、その独立性に関しては民間法律事務所に近いが、政府の資金に依存しているという点ではリーガルエイドと類似した位置づけにあると言ってよい。CLCの活動もまた、民間法律事務所・開業弁護士のプロボノ活動とは区別されるべきものということになる。

4 オーストラリアの司法アクセス支援内容の多様性について

オーストラリアの司法アクセス支援制度は、そのあり方が多様である

ばかりでなく、サービス内容そのものも多様である。民事・刑事訴訟に対して法的助言、代理・弁護のサービス提供が行われるのみならず、当番弁護士、裁判外紛争解決制度（ADR）の利用支援、情報提供、法教育、そしてセルフヘルプのサポートが幅広く行われている。CLCが地域性を特に重視したサービス提供を行っていることも注目される。さらに、すでに日本でも定着してきているが、社会福祉組織や行政との連携が充実しているのもオーストラリアの司法アクセス支援制度の特徴である。歴史的経緯から、先住民（アボリジニ）の人権問題について独自の支援体制が設けられ、National Native Title Tribunalなどでのアボリジニの土地所有権回復活動支援なども活発に行われている。加えて、広大な国土ゆえに都市部以外のほとんどの地域で司法過疎の問題があり、そのような司法過疎地で司法アクセスを保障するための様々な工夫も行われている。電話やスカイプ等を利用した法的助言や情報提供が行われ、また現地の弁護士や行政が協力して、都市部と僻地との司法アクセス格差が少しでも小さくなるような努力が行われている。本稿では一部についてしか紹介することはできないが、可能な範囲でオーストラリアの司法アクセス支援制度のサービス内容の多様性についても明らかにして行きたい。

Ⅱ オーストラリアの司法アクセス支援制度の歴史

それぞれの司法アクセス支援制度の具体的紹介・検討を行う前に、オーストラリアの司法アクセス支援制度の歴史を簡単に振り返っておく。オーストラリアの司法アクセス支援制度の歴史は第二次世界大戦中にまで遡るとされ、1942年に連邦によって軍関係者向けに設置されたCommonwealth Legal Service Bureau、そしてNSW州で1943年に設立されたPublic Solicitor's Office and the Public Defender's Officeがリーガルエイドの萌芽であると見られている¹⁰。もっとも、当初は民間弁護士の顧客を奪い、またこれらに関わる弁護士の独立性を損なうという理由

で弁護士の間には抵抗感があり、長らくこれらの制度はそれほど拡大するにはいたらなかった。

オーストラリアでの本格的な司法アクセス支援制度整備は、1973年の連邦法律扶助局（Australian Legal Aid Office: ALAO）設立以降に進められることになる。アメリカでは1960年代に公民権運動の盛り上がりを経験し、背景としてリーガルエイドの充実化が図られることになるが、オーストラリアもこの影響を受けて労働党のホイットラム政権がリーガルエイドの充実化に力を入れることになる¹¹。ホイットラム政権は、1973年にALAOを設立し、これによってオーストラリアのリーガルエイド体制は飛躍的に充実したものとなる。1974年にはALAOの専任スタッフ弁護士は44名となり、1975年には153名に増員されるにいたる¹²。他方、CLCも1970年代以降大きく成長する。1970年にアボリジニを対象とするCLCとしてNSW州にAboriginal Legal Serviceが設けられ、さらに1972年にはアボリジニを対象とするもの以外ではじめてのCLCとしてFitzroy Legal ServiceがVIC州メルボルン市のフィッツロイ地区に設けられることになる。その後メルボルン市では、Fitzroy Legal Serviceに続く形で、さらに3つのCLCが設けられることになる¹³。もっとも、ホイットラム政権の交代以降、法律扶助など政府による社会的支出は抑制されることになる。1977年には、Legal Aid Commission Act 1977により、連邦が行っていた法律扶助事業は予算権限とともに州レベルのリーガルエイド事務所に移管されることになる¹⁴。この結果、リーガルエイドやCLCに対する財政支援は不安定化することになる。

このような状況のもと、1990年代頃から、少ない公的法律扶助予算を民間法律事務所・開業弁護士によるプロボノ活動と合わせて効率的に用いるための工夫が行われるようになる。公的法律扶助と民間法律事務所・開業弁護士による司法アクセス支援業務とを効率的に配分するべく設けられたのがPILCH（Public Interest Law Clearing House）である。PILCHは、リーガルエイドやCLCによる公的資金によるリーガルサービスと民間法律事務所・開業弁護士のプロボノによるリーガルサービス

とを利用者に取り次ぐClearing House（情報交換センター）である¹⁵。1992年にメルボルンとシドニーにPILCHが設けられ、公的資金による司法アクセス支援と開業弁護士のプロボノ活動とを利用者に適切に取り次ぐサービスを提供するようになった。PILCHは、多くの大手法律事務所が会員メンバーとなり、また法曹団体のファンドによる補助を受けて、充実した活動を行うにいたっている。

さらに大きな司法アクセス支援制度の変革は、皮肉なことではあるが、小さな政府を標榜する1996年のハワード政権誕生によってもたらされることになる。ハワード政権は、連邦政府は原則として法律扶助には関与しないと方針を転換し、1997年に連邦法の所轄範囲に限定してのみ連邦法律扶助予算を州に付与することとした。連邦レベルの法律扶助諮問機関はすべて廃止された。この結果、各州の法律扶助予算は約22%の減少となり、各州は少なくなった予算をより優先度の高い刑事事件に集中して用いるようになったため、民事事件の法律扶助はほとんど行えない状態に陥った。この連邦の措置によって、1995年から1999年の5年間に法律扶助受給者は約1万人減少することになる。

このような状況を変革するべく、1999年に民間法律事務所・開業弁護士、リーガルエイド事務所、CLCの代表者からなる民間主導のAustralian Legal Assistance Forumが結成され、リーガルエイド、CLCの活動とともに、民間法律事務所・開業弁護士のプロボノ活動を強化する方針が打ち出されることとなった。2000年には、連邦司法長官が初の全国プロボノ会議を主催し、民間弁護士も含めた多様な司法アクセス支援が提言された。この後、2000年代半ばにかけて、プロボノ活動による司法アクセス支援は大幅に強化され、冒頭に挙げたような規模で司法アクセス支援が行われるにいたるのである¹⁶。今日では、オーストラリアの司法アクセス支援は、リーガルエイドとCLCによる公的支援に勝るとも劣らない規模の民間法律事務所・開業弁護士によるプロボノ活動によって担われているが、この体制はハワード政権期の緊縮財政を通じて形成されてきたことが看過されてはならない。このことは、民間法律事

務所・開業弁護士によるプロボノ活動が、しばしば国が行うべき公的法律扶助サービスの穴埋めとされがちであることを意味し、プロボノ活動の活性化が必ずしも司法アクセス支援制度全体の充実化に繋がらない可能性があることを示唆しているからである。

Ⅲ それぞれの司法アクセス支援制度の特性と連携のあり方

以下では、オーストラリアのリーガルエイド、CLC、そして民間法律事務所・開業弁護士のプロボノ活動の特性について紹介し、それらがどのように連携し合ってオーストラリアの司法アクセス支援を充実化させているかを明らかにする。

1 リーガルエイド

オーストラリアの最も主要な司法アクセス支援の担い手はリーガルエイド事務所である。先ほどとは異なるデータを挙げると、Australian Legal Assistance Forum (ALAF) のHPによれば、2011/12会計年度の連邦政府法律扶助予算（CLCへの補助を除く）は2億豪ドルであり、州政府予算は2.7億豪ドル、公益基金等による収入が0.9億豪ドル、自己収益0.3億豪ドル、総予算額5.9億豪ドル（1ドル80円で計算して472億円）とされている¹⁷。2011/12会計年度には、リーガルエイド事務所は約857,000件のリーガルサービスを提供している（286,000件の面接・電話相談、337,000件の当番弁護士、134,000件の代理・弁護扶助、7,579件の家族紛争解決サポート）¹⁸。先にも述べたとおり、1996年以降連邦政府は原則として公的法律扶助から手を引き、連邦法に関わる事案にのみ州の資金補助を行っている。そのため、基本的に各州レベルのリーガルエイド事務所が公的法律扶助を担うこととなっている。リーガルエイド予算の分野別の承認件数割合（2008/09会計年度）は、刑事法律扶助（国選弁護に相当）が64.5%、家事事件が26.3%となっており、民事事件は9.2%を占めるに過ぎない¹⁹。これは、刑事法律扶助の重要性が他の事案に比

して高いことにもよるが、家事事件、民事事件については民間のプロボノ活動によって担われるところが大きいことにもよる。オーストラリアのリーガルエイド制度はジュディケア・モデルとスタッフ制モデルの混合形態であり、スタッフ弁護士が直接受任する事件と外部の開業弁護士に委託して担当してもらう事件とがある。私自身が訪問したVIC州を例にとると、前者と後者の割合3対7であり、Victoria Legal Aid (VLA)のパネルに登録された弁護士のみがリーガルエイドの事件を受任することができる。

リーガルエイド事務所の事業内容は、VIC州を例にとると、①法教育、②法的助言、③情報提供、④当番弁護士、⑤裁判外紛争解決、⑥代理・弁護への法的扶助となっており²⁰、言うまでもなくその中心は⑥である。もっとも、リーガルエイド事務所は、少ない予算を最大限に活用するべく、⑤裁判外紛争解決に力を入れ、また審判所での紛争解決にも力を入れている。①②③については多言語での法教育、法的助言、情報提供サービスが行われており、英語の他14のコミュニティ言語による法教育、法的助言、情報提供サービスが行われている。④は代理人・弁護人なしで裁判所等に出頭した当事者に対して提供されるサービスで、Magistrate CourtやDistrict/County Courtの刑事事件への法的助言や代理人・弁護人仲介業務が中心であるが、家庭裁判所、少年裁判所、審判所でも必要に応じて当番弁護士サービスを提供している。

オーストラリアのリーガルエイド制度は日本に比べて規模的にも機能的にも充実しているが、予算削減圧力にさらされるなか、CLCや民間法律事務所・開業弁護士によるプロボノ活動との連携にますます力を入れている。そのような連携の中心にあるという意味でも、オーストラリアの多様な司法アクセス支援を支える中核は、今もなおリーガルエイド事務所であると言える。

2 コミュニティーリーガル・センター

CLCは、法的な問題を抱えている人々に、無償もしくは低報酬でリー

ガルサービスを提供する非営利の司法アクセス支援組織である。政府からの補助を受けつつも、リーガルエイド事務所など政府機関から独立した法人格をもち、企業や法律事務所等民間からの財政的補助を受けることもできる。すでに見たように、2008年6月末現在で179のCLCがオーストラリアで活動している²¹。

CLCは、それぞれ独自の目的をもち、コミュニティーに密着したリーガルサービスの提供を行っている。法的助言、法的代理・弁護サービス提供、当番弁護士、ADRの利用支援、情報提供、法教育、セルフヘルプのサポートなど、リーガルエイド事務所と重なる業務を行うほか、独立した立場から法改革提言を行うなど、独立法人ならではの役割をも担っている。CLCのそれぞれの目的に基づいた、地域に密着した司法アクセス支援は注目に値する。例えば、1970年にシドニーに設立されたAboriginal Legal Serviceは、アボリジニの人権擁護、土地の権利回復などに取り組む独自のCLCである²²。アボリジニ支援のCLC以外でオーストラリア最初に設立されたFitzroy Legal Serviceは、メルボルン市域で特に移民等の多い地区にあって、地域密着のリーガルサービスを提供し、人権、薬物、多重債務、住宅、刑事事件に重点を置いた司法アクセス支援活動を行っている²³。また、メルボルン市にあるYouth Lawは、25歳までの若年層を対象として、不当解雇、青少年犯罪、薬物依存、ホームレス等の問題に取り組み、法的助言や代理・弁護サービス提供のみならず、生活カウンセリングをも含めた複合的リーガルサービス提供している²⁴。キャンベラ市にあるWelfare Rights and Legal Centreは、他のCLCと同様の業務のほか、特に、借地借家、住宅、公的給付、障害者サポートなどの業務を行っている²⁵。サポートを行うに当たっては福祉行政やNPOとの連携に力を入れており、きめの細かいサービスが提供されている。

CLCは注目すべき活動を幅広く行っているが、財政的基盤は決して十分ではない。スタッフの給与も低額である²⁶。多くの場合、学生等のボランティアを活用し、大学の臨床法学教育と連携している。例えば、

Springvale Monash Legal Serviceは、モナシュ大学法学部の臨床法学教育と連携して地域密着のリーガルサービスを提供している²⁷。先ほど挙げたYouth Lawでも、法学部の学生のみならず、心理学の学生など多くの学生ボランティアが現場業務の補助に当たっている。いずれのCLCも、地域における法教育に重要な役割を果たしており、法的トラブルの解決支援ばかりでなく、その予防にも力を入れている。このような取り組みは、地域密着のCLCが得意とするサポートのあり方であると言ってよい。法改革提言もまた、司法アクセス支援の現場の声を独立した立場から州政府等に伝えるという意味で、極めて重要な役割と言ってよい。

先にも触れたが、PILCHもまたCLCの一つであり、弁護士の公益活動を推進するための独立非営利の組織である。公的資金の他、法曹団体等の基金の利息や寄付などによって運営されている。PILCHは、リーガルエイド、CLC、民間法律事務所・開業弁護士への依頼の取り次ぎを主たる業務としているが、リーガルエイドや他のCLCが行わない公益法分野におけるリーガルサービスの提供をも独自に行っている。例えば、公益環境法案件のサポートなど他の組織では扱わない新しい領域の司法アクセス支援を行っている²⁸。

いずれにしても、オーストラリアの司法アクセス支援の多様性を側面から支えているのはCLCであると言ってよい。日本においてもこのような支援組織のあり方が模索される必要があろう。

3 プロボノ

プロボノとは、民間法律事務所・開業弁護士が原則無償でプライベート・プラクティスを行うことであり、先述の通り、民間弁護士が低報酬で提供するリーガルサービスもプロボノに含まれ、さらに、法教育、法改革、CLC等へのセカンドメントの弁護士派遣もプロボノに含まれるとされている²⁹。民間法律事務所・開業弁護士のプロボノ活動は、民事・刑事の法的助言、代理・弁護も行うが、さらに、少ない公的資金でまかなうことが難しい家事/少年事件や債務整理等の民事事件の司法アクセ

ス支援を行っている。高齢者問題、失業問題、移民問題、ホームレス問題、先住民問題など、法律がからむ社会的問題の解決支援も行っている。オーストラリアの法律事務所は、大手法律事務所も個人事務所もプロボノ活動に力を入れており、特に大手法律事務所は年間総収入の10%程度をプロボノ活動に当てているとされている³⁰。

民間の法律事務所が利益を生まないプロボノ活動に力を入れるのは何故だろうか。もちろん、多くの法律事務所にとって、プロボノは単なる慈善活動ではない。事務所は、一定の目的をもってプロボノ・プログラムを設け、またプロボノ活動に参加している。まず、法律事務所、特に大手の法律事務所にとっては、様々な社会活動に貢献しているというアピールをすることは、自らの宣伝として有益である。というのも、その法律事務所が特定の企業クライアントの利益ばかり追求しているのではなく、社会の公益活動に貢献しているというイメージを作ることができ、それによって新たな企業クライアントを得やすくすることができるからである。また、法律事務所は、学生向けプロボノ・プログラムを設けて優秀な法学生の参加を募ることで、その機会を新人リクルートに活用することができる。オーストラリアでは、いずれの州・準州でも日本の司法試験に相当するような法曹資格試験がないので³¹、大学の成績と本人の特性をみて新人リクルートを行うことになる。この点、学生向けプロボノ・プログラムに積極的に参加して実践感覚を磨いている学生は、多くの場合に即戦力として使える有能な人材である。そのような人材から特に優秀な者を選んで採用すれば、新人採用リスクを低く抑えることができる。さらに、若手スタッフ向けにプロボノ・プログラムを設け、例えばセカンドメントの形でCLC等の組織に若手弁護士を数ヶ月間派遣して仕事をさせることで、若手弁護士の実務経験の幅を広げることができる。例えば、移民問題を扱うCLCなどに若手弁護士を派遣すれば、この弁護士は移民法など普段は事務所では扱わない法分野の経験をして戻ってくることになる。弁護士の力量が幅広い実務経験に裏付けられているとすれば、若手弁護士のこのような経験は事務所の総合力を高めること

になる。そもそも、プロボノ活動は税制上の優遇措置を受けることができ、これに資金を費やしても無駄になることはない。以上のようなことから、法律事務所は積極的にプロボノ・プログラムを設け、またプロボノ活動に参加し、公益活動を資金的に支援するのである。

さらに、政府や法曹団体もまたプロボノ活動へのインセンティブ付与のための施策を行っている。まず、法曹団体や公益法人等によって民間法律事務所・開業弁護士のプロボノ活動への顕彰が行われている。顕彰を受けることは社会的評価の向上に繋がるので、民間法律事務所・開業弁護士がプロボノ活動を行うことへのインセンティブとなる。また、新聞紙上でのプロボノ・ランキングが行われていて、リスト上位に載ることが民間法律事務所・開業弁護士のステータスの高さの表現だと見られていることも大きい。さらに、一部の州、例えばVIC州では、政府の請負業務を行うためには、事務所の規模に応じて総収入の5～15%のプロボノ活動を行うことが義務づけられており、政府関係の請負業務を大きな収入源としている一部の法律事務所にとっては、仕事を得るためにプロボノ活動を行うことが不可欠の条件となっている。政府機関であれ、民間組織であれ、法務部門が行う法的業務はパラリーガルを除けば法曹有資格者が取り扱うことになっているオーストラリアでは、政府部門の業務を法律事務所が請け負うことは一般的に行われており、このような背景のもとであれば、民間法律事務所が政府関係の仕事を得るためにプロボノ活動に積極的になるということは何ら不自然ではない。以上のようなことから、アメリカ合衆国ほどではないにせよ、オーストラリアでも民間法律事務所・開業弁護士によるプロボノ活動が積極的に行われているのである。

なお、大手の法律事務所は、オーストラリア法曹協会（Law Council of Australia）³²および連邦司法省（Australian Government Attorney-General's Department）³³の指導のもとに、国際プロボノ活動（International Pro Bono）として、海外の法整備支援活動を積極的に行っている。ベトナムやカンボジア、インドネシア、フィジーの法整備支援

にオーストラリアは積極的に参加しているが、これは支援先国が将来大きなリーガルマーケットになりうることを考慮し、長期的展望に立って行っている支援活動である。国際プロボノ活動は固有の意味でのプロボノ活動ではないが、法律事務所のプロボノ活動の幅の広さを物語る取り組みとして理解できるであろう。

おわりに

以上の紹介・検討を通じて、オーストラリアでは、リーガルエイド事務所やCLCに加えて、民間法律事務所・開業弁護士が、それぞれ異なる観点から、特色を生かした司法アクセス支援活動を行っていることを明らかにした。すなわち、リーガルエイド事務所による公的資金を用いた代理・弁護扶助を中心とする司法アクセス支援を基軸として、CLCがより地域に密着したきめの細かい司法アクセス支援を行い、さらに民間法律事務所・開業弁護士によるプロボノ活動が少ない公的資金でまかなうことが難しい債務整理等の民事事件の司法アクセス支援を行うという役割分担のもとに、充実した司法アクセス支援が行われていることを明らかにした。司法アクセス支援サービスの内容についてもまた、法的助言、法的代理・弁護サービスに留まるものではなく、当番弁護士、ADRの利用支援、司法アクセス情報提供、法教育、セルフヘルプのサポート、さらには、CLCや民間法律事務所・開業弁護士によるプロボノ活動によって行われているホームレスや若年層、失業者、先住民の権利保護サポートなどについても紹介した。このように充実した司法アクセスを社会の隅々まで及ぼそうとする努力は、わが国も大いに学ぶべきである。

日本と比較してみても注目されることは、CLCのような独立の非営利組織による公的資金による司法アクセス支援が充実していること、そして、民間法律事務所・開業弁護士による積極的なプロボノ活動が盛んなことである。必ずしも経済的に安定しないCLCに多くのソリシタが勤務し、地域のニーズに応えようと努力していること、大手法律事務所ほど積極

的にプロボノ活動に乗り出していることは、大いに注目されてよい。そこには、公益活動に関心をもち、公益活動に積極的にコミットしようとするオーストラリア法曹のモチベーションの高さが明確に見て取れる。私が聞き取りを行った限りで、CLCで働くスタッフ弁護士と、セカンドメントで他の事務所からCLCに派遣されてきた弁護士のいずれも、公益活動を行うことに高いモチベーションをもち、自らの仕事に満足していると答えていた。プロボノ活動に積極的に参加している大手法律事務所も、自らの設けているプロボノ・プログラムを誇りにしているということが窺われた。法曹のモチベーションの高さが、オーストラリアの多様な司法アクセス支援制度を支えているのであり、そのような意味で、司法アクセス支援における法曹自身の果たす役割は非常に大きいと言わねばならない。わが国にも公益活動に情熱をもつ弁護士は多い。そのような弁護士が中心となって、弁護士会等のサポートを得ながら、地域密着の公設法律事務所等の司法アクセス支援組織を充実させていくこと、そして、民間法律事務所・開業弁護士が司法アクセス支援により大きくコミットし、プロボノ活動による司法アクセス支援を活性化していくことが期待される。

もっとも、弁護士による自主的な取り組みによって司法アクセス支援制度を充実させる場合に留意すべき問題点は、I-3で明らかにしたように、しばしば民間の取り組みが政府の公的法律扶助予算削減を埋め合わせするものと見なされ、そのように利用されてしまうことである。オーストラリアの場合には、連邦政府の緊縮財政によって縮小された公的法律扶助予算の不足を埋めるために民間が立ち上がり、プロボノ活動による司法アクセス支援を充実させるにいたったことを見た。これからわが国で、民間法律事務所・開業弁護士による司法アクセス支援体制をより充実したものにしていく場合にも、それが公的法律扶助予算削減の口実にされないとは限らない。

日本の司法アクセス支援制度はまだまだ不十分である。しかも、2006年の日本司法支援センター設立以後、その支援主体が同センター一つに

収斂されてきているように見受けられる。民間の法律事務所・開業弁護士へのイニシアチブで司法アクセス支援制度を充実させていくことが強く求められるところであるが、それが公的法律扶助削減の口実になってしまうようでは、本末転倒である。わが国においては、まだまだ司法アクセス支援制度が充実していないという観点から、より支援制度を充実させる方向で、公的支援と民間支援の結合を図っていくことが必要なのではないだろうか。

[付記1] 本研究の実施にあたっては、大阪大学法学部50周年記念基金から在外研究補助を受けたほか、平成21-24年度日本学術振興会科研費補助金基盤研究(B)「コンプライアンスのコミュニケーションの基盤に関する理論的・実証的研究」(課題番号21330002・研究代表者 福井康太)の補助を受けた。

[付記2] 私のオーストラリアでの研究活動の詳細記録は、科研費研究会HP「法曹新職域グランドデザイン」(<http://legalprofession.law.osaka-u.ac.jp/event.html>)のEventページ、およびブログ「法理論を語る」(<http://ktfukui.cocolog-nifty.com/>)の2009年9月から2010年8月までの記事として掲載されている。

[謝辞] 2010年2月22日から23日までの2日間、司法アクセス推進協会のメルボルン調査に同行させていただき、多くの貴重な知見を得ることができた。また、その調査報告書である同協会編『グローバル化の中の司法アクセス—多文化主義社会オーストラリアの法律扶助—』(エディックス・2010年)に私の講演原稿を載せていただいた。本稿を執筆するに当たっては、同書からは多くの示唆を受けている。この場を借りて司法アクセス推進協会にお礼を申し上げたい。

[注]

- 1 Commonwealth of Australia Constitution Actは、1900年に英国法として制定された法律である。同法草案は1898年から1900年にかけてオーストラリア各植民地で批准され、1900年7月の英国議会による制定後、1901年1月に発効し、これによってオーストラリア連邦(Commonwealth of Australia)が成立することとなる。

もっとも、その後もオーストラリア連邦は法的には英国植民地に留まり、英国議会の立法の影響を受け続け、この状況は英国法として制定されたウェストミンスター憲章 (Statute of Westminster 1931) を受託するまで継続することになる。その後もオーストラリア連邦最高裁判所 (High Court of Australia) の英国 Judicial Committee of the Privy Council への上訴制度が残り続けるが、これも Australia Act 1986 によって廃止され、この段階で英国議会の影響は完全に払拭されることになる。

- 2 オーストラリアの面積は7,682,300km² (世界第6位)。Australia Government HP : <http://australia.gov.au/about-australia/our-country> (最終アクセス2012年11月17日)。
- 3 Australian Bureau of Statistics. Population Clock page (2012年11月17日現在) による。Population Clock is available at : http://www.abs.gov.au/ausstats/abs%40.nsf/94713ad445ff1425ca25682000192af_2/1647509ef_7_e25faaca2568a900154b63?OpenDocument (最終アクセス2012年11月17日)。
- 4 以上のデータはABSの8667.0 - Legal Services, Australia, 2007-08 pageの Summary of Operationsによる。8667.0 - Legal Services, Australia, 2007-08 page is available at : <http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Latestproducts/8667.0Main%20Features12007-08?opendocument&tabname=Summary&prodno=8667.0&issue=2007-08&num=&view=> (最終アクセス2012年11月17日)。ここに挙げられている人数は、あくまでリーガルサービスないしリーガルサポートサービス事務所ないし組織に雇用されている人数であり、弁護士人口とは必ずしも一致していないと考えられる。
- 5 Community Legal Services page. Available at : <http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Latestproducts/8667.0Main%20Features12007-08?opendocument&tabname=Summary&prodno=8667.0&issue=2007-08&num=&view=> (最終アクセス2012年11月17日)。
- 6 平成24年度日本司法支援センター年度計画 : <http://www.houterasu.or.jp/cont/100179934.pdf> (最終アクセス2012年11月17日)。
- 7 Pro Bono Work and Legal Aid page. Available at : <http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Latestproducts/8667.0Main%20Features12007-08?opendocument&tabname=Summary&prodno=8667.0&issue=2007-08&num=&view=> (最終アクセス2012年11月17日)。
- 8 プロボノ活動は、以下述べるように事務所の宣伝や新人リクルートに有益であるばかりでなく、節税に役立つなど開業弁護士にとって実際上のメリットがある。

- 9 オーストラリアの「プロボノ」の公式の定義についてはCommonwealth Legal Services Directions 2005, Appendix F, Procurement of Commonwealth Legal Work. Available at : <http://www.comlaw.gov.au/Details/F2012C00691> (最終アクセス2012年11月17日).
- 10 Mary Anne Noone and Stephen A. Tomsen, *Lawyers in Conflict: Australian Lawyers and Legal Aid*, The Federation Press, Sydney, 2007, pp. 29-30. 本節の全体につき、司法アクセス推進協会編『グローバル化の中の司法アクセス—多文化主義社会オーストラリアの法律扶助—』(エディックス・2010年) 24-57頁を参照。
- 11 Ibid, pp. 34-38.
- 12 Ibid, pp. 50-57.
- 13 Ibid, pp. 66-72.
- 14 Ibid, pp. 105-115.
- 15 PILCH VIC : <http://www.pilch.org.au/>, PILCH NSW : <http://www.pilchnsw.org.au/> (いずれも最終アクセス2012年11月17日).
- 16 Noone & Tomsen, op.cit., pp. 178-198.
- 17 National Legal Aid, Finance. Available at : <http://www.nationallegalaid.org/home/finance/> (最終アクセス2012年11月17日).
- 18 National Legal Aid, Key Facts: Legal Australia-Wide Survey: Legal need in Australia. Available at : <http://www.nationallegalaid.org/assets/LAW-Survey/Key-Facts.pdf> (最終アクセス2012年11月17日).
- 19 NLA statistics, Case Application Received. <http://www.legalaid.tas.gov.au/nla/reports/20082009/html/Case%20law.html> (最終アクセス2012年11月17日).
- 20 Ex. Victoria Legal Aid Act 1978, S.2, Definitions.
- 21 <http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Lookup/8667.0Main+Features62007-08> (最終アクセス2012年11月17日).
- 22 Aboriginal Legal Service. Available at : <http://www.alsnswact.org.au/> (最終アクセス2012年11月17日).
- 23 Fitzroy Legal Service. Available at : <http://www.fitzroy-legal.org.au/> (最終アクセス2012年11月17日).
- 24 Youthlaw, Young People's Legal Rights Centre Inc. Available at : <http://youthlaw.asn.au/> (最終アクセス2012年11月17日).
- 25 Welfare Rights and Legal Centre. Available at : <http://www.welfarerightsact.org/> (最終アクセス2012年11月17日).
- 26 CLCスタッフの一人当たりの平均年収は、2007/08会計年度で約5万豪ドル程

- 度と極めて低い。ちなみに、他の職種の一人当たり平均年収は、バリスタ約28万豪ドル、リーガルエイド事務所スタッフ弁護士約23万豪ドル、法律事務所等約18万豪ドル、ガバメントソリシタ約17万豪ドル、検事局スタッフ約14万豪ドル、アボリジナル・リーガルサービス事務所のスタッフ弁護士約10万豪ドル、全体平均約18万豪ドルである。以上のデータは8667.0 - Legal Services, Australia, 2007-08. Summary of Operations page. Available at : <http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Latestproducts/8667.0Main%20Features12007-08?openDocument&tabname=Summary&prodno=8667.0&issue=2007-08&num=&view=> (最終アクセス2012年11月17日)。
- 27 Springvale Monash Legal Service. Available at : <http://www.smls.com.au/web/contact.html> (最終アクセス2012年11月17日)。
- 28 PILCHは1992年にVIC州とNSW州で設立されたが、現在ではクイーンズランド (QLD) 州、南オーストラリア (SA) 州、首都特別地域 (ACT)、西オーストラリア (WA) 州でも設けられるにいたっている。QPILCH : <http://www.qpilch.org.au/>, Justice Net SA : <http://www.justicenet.org.au/index.html>, ACT Pro-Bono Clearing House : <http://www.actlawsociety.asn.au/community-services/act-pro-bono-clearing-house.html>, SA Law Access Pro Bono Referral Scheme : <http://www.lawsocietywa.asn.au/pro-bono-scheme.html> (いずれについても最終アクセス2012年11月17日)。
- 29 Legal Services Directions 2005, Appendix F, Procurement of Commonwealth Legal Work, Op. Cit. (Fn 9)。
- 30 オーストラリアの民間法律事務所・開業弁護士のプロボノ活動に関する詳細なデータは、National Pro Bono Resource CentreのHPに掲載されている。Available at : <http://www.nationalprobono.org.au/home.asp> (最終アクセス2012年11月18日)。
- 31 ステイシー・スティール (福井康太監訳) 「オーストラリアにおけるロースクール卒業生の職業選択に関する規則—転職および職業選択における決定要因—」阪大法学57巻3号 (2007年) 81-123頁を参照。Available at : http://legalprofession.law.osaka-u.ac.jp/pdf/event/handaihougaku/granddesign_l6.pdf (最終アクセス2012年11月17日)。
- 32 Law Council of Australia. <http://www.lawcouncil.asn.au/> (最終アクセス2012年12月17日)。
- 33 Australian Government Attorney-General's Department. <http://www.ag.gov.au/Pages/default.aspx> (最終アクセス2012年12月17日)。